

役員選挙規程

(役員)の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、役員)の被選挙権を有しない。

- (1) 組合員でない者
 - (2) 法人
 - (3) 未成年者
 - (4) 破産者で復権のできない者
 - (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでの者、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 組合員でない役員)の選挙については、前項の規定にかかわらず、前項第2号から第5号までに掲げる者は、役員)の被選挙権を有しない。

(役員)の選挙)

第2条 組合員である役員)は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。

- 2 組合員である役員)は、第16条第2項または第3項の規定による届出のあった役員)の候補者のうちから選挙する。
- 3 第1項の規定による役員)の被選挙区およびその区域から選挙すべき役員)の定数は、次のとおりとする。

被選挙区	被選挙区域	定数	
		理事	監事
第1被選挙区	高槻市	5人	1人
第2被選挙区	茨木市	3人	1人
第3被選挙区	摂津市	2人	
	吹田市		

- 4 組合員である被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選挙区にあるときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に届けた土地(当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地)の所在地による。

(組合員でない役員)の選挙)

第3条 組合員でない理事、土地改良法(昭和24年法律第195号、以下「法」という。)第18条第6項各号に該当する監事(以下「員外監事」という。)は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない役員)の候補者のうちから選挙するものとする。

(選挙の時期)

第4条 役員)の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日前までに、その他の選挙にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選挙の通知および公告)

第5条 選挙の期日は、その期日から5日前までに書面をもって総代に通知し、かつ公告するものとする。

- 2 前項の通知および公告には、投票開始の時刻、投票所、開票所、選挙する理事または監事の数(組合員である理事または監事については被選挙区ごとのそれぞれの数、組合員でない理事または監事についてはそれぞれの数、以下同じ。)および投票用紙に記載すべき選挙する理事または監事の数を記載するものとする。

(役員選挙規程)

(選挙の管理等)

第6条 選挙管理者、投票管理者および開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中からそれぞれを指名するものとする。

2 選挙管理者は、開票管理者を兼ねることができる。

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名または記名押印しなければならない。

第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名または記名押印しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録および投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見をきいて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名または記名押印しなければならない。

2 第6条第2項の場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

第10条 選挙録、投票録および開票録は、投票と併せて、当該選挙にかかる役員の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

第11条 選挙立会人、投票立会人および開票立会人は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中から各2人を指名するものとする。

2 選挙立会人は、開票立会人を兼ねることができる。

3 役員の候補者は、選挙立会人、投票立会人および開票立会人となることができない。

(選挙の制限)

第12条 選挙は、総代の半数以上が出席しなければ、これを行うことができない。

(投票)

第13条 投票は、選挙の当日総代自ら、総代名簿との対照を経て、投票用紙に理事または監事の候補者の氏名を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日投票所において総代に交付する。

3 投票用紙に記載すべき選挙する理事または監事の数は、組合員である理事および組合員でない理事ならびに員外監事およびその他の監事に区分し、それぞれ1人とする。

4 第5条の規定により、公告した投票開始の時刻に総代会に出席していない者は投票することができない。

第14条 投票の拒否は、投票立会人の意見をきいて投票管理者が決定するものとする。

(投票の無効)

第15条 組合員である役員の選挙については、次の各号に掲げる投票は無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 理事または監事の候補者の氏名の外、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所または敬称の類を記入したものは、この限りではない

(3) 理事または監事の候補者以外の者の氏名を記載したもの

(役員選挙規程)

- (4) 第17条の規定により理事または監事の候補者となることができない者（前号に規定する者を除く。）の氏名を記載したもの
 - (5) 被選挙権のない理事または監事の候補者の氏名を記載したもの
 - (6) 理事または監事の候補者の氏名を自署しないもの
 - (7) 理事または監事の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
 - (8) 投票用紙に記載すべき数を上回る数の理事または監事の候補者の氏名を記載したもの
 - (9) 当該被選挙区に所属しない理事または監事の候補者の氏名を記載したもの
- 2 組合員でない役員の選挙については、前項第1号より第7号までの投票および次に掲げる投票は無効とする。
- (1) 2人以上の選挙すべき理事または監事の候補者の氏名を記載したもの
 - (2) 第16条第3項の規定により届出のない者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補等の届出)

- 第16条 組合員でなければ役員に立候補し、または役員の候補者を推せんすることができない。
- 2 役員に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から選挙期日の3日前までの間に、その旨を書面でのこの土地改良区に届け出なければならない。
 - 3 役員の候補者を推せんするには、組合員3人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
 - 4 この土地改良区は、役員の候補者となった者の住所、氏名、所属被選挙区名、理事または監事の別および立候補または被推せんのを選挙の期日の前日までに公告し、かつ選挙の当日投票所に掲示するものとする。
 - 5 役員の候補者が立候補を辞退し、または推せん候補者でなくなった場合には、立候補し、または推せんした者もしくは推せんされた者は、直ちにその旨を書面をもって、この土地改良区に届け出なければならない。
 - 6 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、または役員の候補者が死亡し、もしくは第18条の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

- 第17条 その所属する被選挙区からでなければ役員に立候補し、または役員の候補者に推せんされることができない。
- 2 理事の候補者となった者は、同時に監事の候補者になることができず、監事の候補者となった者は、同時に理事の候補者となることができない。
 - 3 選挙管理者、投票管理者および開票管理者は、役員の候補者となることができない。

(立候補等の辞退とみなされる場合)

- 第18条 役員の候補者が、前条第3項の規定により役員の候補者となることができない者となったときは、役員の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

- 第19条 有効投票の過半数を得た者をもって当選人とする。
- ただし、選挙すべき理事または監事の数で、有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票数がなければならない。
- 2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

- 第20条 理事もしくは監事の候補者の数が、その選挙において選挙すべき理事もしくは監事の数を超えないとき、または超えなくなったときは投票を行わない。
- 2 前項の場合においては、選挙管理者は直ちに当該役員の候補者をもって当選人と定めなければならない。
 - 3 前項の場合において、当該役員の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会

(役員選挙規程)

人の意見を聴いて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第21条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、またはその所属する被選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

第22条 当選人が定まったときは、選挙管理者は直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の住所、氏名、所属被選挙区名および理事または監事の別を公告しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届け出がないときは、当選人はその当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第23条 当選人の数がその選挙において選挙すべき理事または監事の数に達しなくなったときは、選挙管理者は直ちに第19条の例によって当選人を定めなければならない。

- 2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定および役員の内任)

第24条 選挙管理者は、第22条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日に当選人の住所、氏名、所属被選挙区名および理事または監事の別を公告しなければならない。

- 2 当選人は、前項の公告があったときは、役員に就任するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当選人は現任役員の内任満了後における第25条の規定による当選、第26条の規定による当選および第28条の規定による選挙ならびに法第29条の3の規定による改選、法第29条の4の規定による選挙および法第134条第2項の規定による改選の場合を除き、公告のときが現任役員の内任満了前であるときは、その内任満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選取消の場合の措置)

第25条 法第136条の規定により当選の取消があったときは、理事長は直ちに第19条の例により当選人を定めなければならない。

- 2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第21条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第26条 第19条から第23条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき理事または監事の数に足る当選人を得ることができない場合または法第136条の規定による選挙もしくは当選の取消の場合（前条の規定により当選人を定めることができることを除く。）にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠役員の内上補充)

第27条 選挙後1カ年以内に役員の内員が生じた場合において第19条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選人にならなかったものがあるときは、理事長は第19条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

- 2 前項の場合には第21条から第24条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第28条 役員の一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができることを除き、その不足員数につき、補欠選挙を行わなければならない。

ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満、もしくは監事の定数の3分の2未満であるとき、または役員に欠員が生じたときが役員の内任満了前3ヵ月以内であるときは、監

事が1人となる場合および員外監事が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第29条 理事およびその当選人または監事およびその当選人のすべてがないとき、またはなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

(選挙管理者等の報酬)

第30条 選挙管理者、投票管理者、開票管理者ならびに選挙立会人、投票立会人、開票立会人には総代選挙規程第29条に準じて報酬を支給することができる。

ただし、総代会内で行われる選挙および無投票により総代会において報告する選挙管理者への報酬は、総代会出席に要する実費弁償費と比較し、多い方の額を支給する。なお、本規定による報酬を支給する場合は、総代・総代会議長・同副議長ならびに役員の報酬および実費弁償費支給規程第2条第1項なお書きにより、総代会出席に対する実費弁償費は支給しない。

附 則

1. この規程は、昭和41年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和46年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和63年 4月 1日より施行する。

2. 第2条に定める被選挙区および役員定数の変更については、次期総代の総選挙より実施するものとし、それまではなお従前の例による。

附 則

1. この変更規程は、平成15年 9月 1日より施行する。

2. 第2条に定める被選挙区および役員定数の変更については、次期役員の総選挙より実施するものとし、それまではなお従前の例による。

附 則

1. この変更規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、大阪府の認可の日より施行する。(令和元年6月11日認可
大阪府指令農整第1281号)

附 則

1. この一部改正は、大阪府の定款の一部改正認可日から施行する。(令和4年6月20日認可
大阪府指令農整第1239号)